

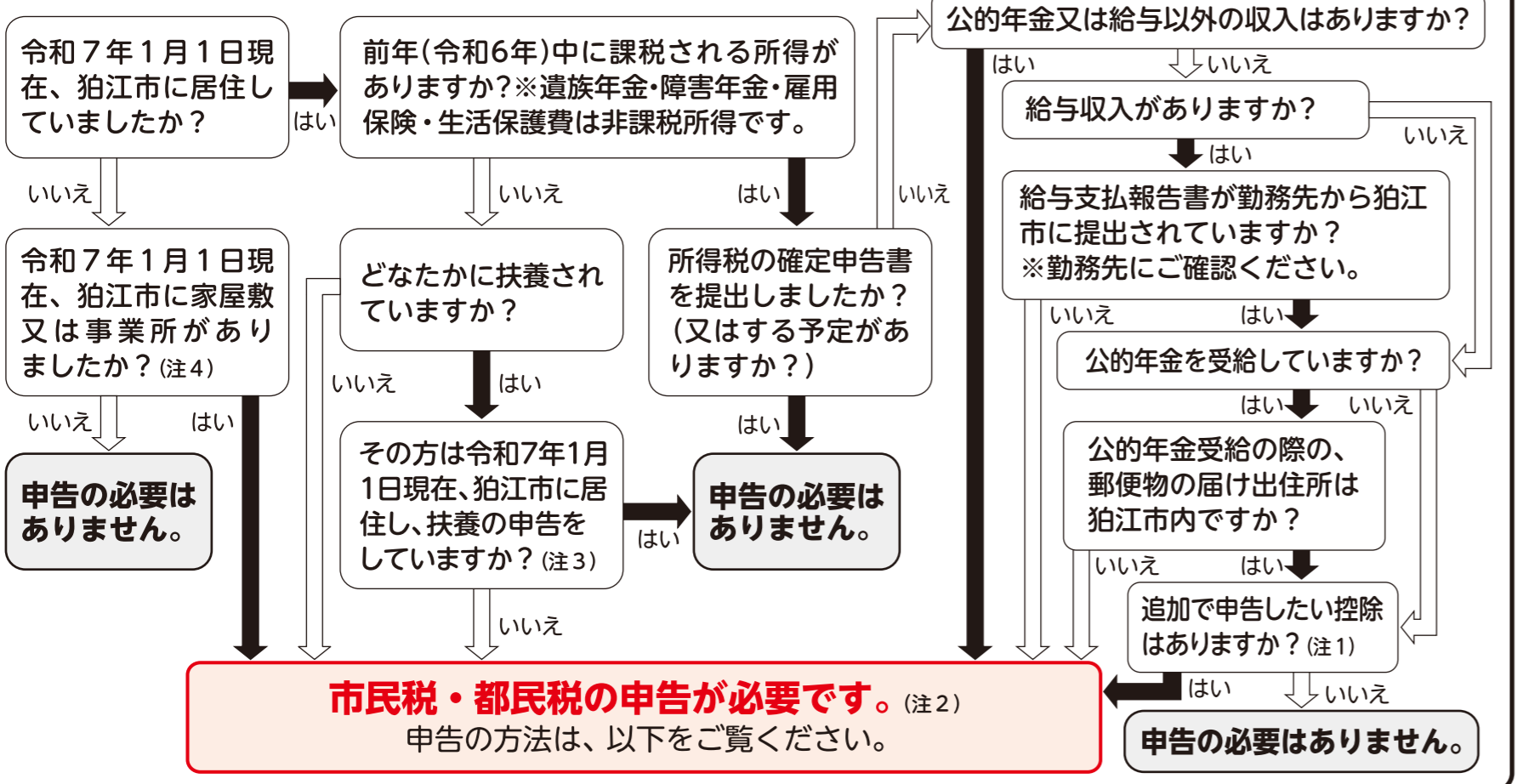
狛江市

令和7年度 市民税・都民税(住民税) 申告の手引

市民税・都民税(住民税)は、前年(令和6年1月1日~12月31日)の所得と控除を基に計算します。同封の申告書は、そのための大切な資料となりますので、必要事項を記入のうえ申告期間内(令和7年2月17日~3月17日)に提出してください。

◆お問合せ・提出先◆
狛江市 市民生活部 課税課
電話 03(3430)1111
〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5

① 市民税・都民税の申告が必要かを確認します。



(注1) 源泉徴収票に記載されていない扶養親族がいる方や、医療費や生命保険料等の控除を追加で受けられる方は、申告をおすすめします。
(注2) ・市民税・都民税(住民税)は、その年の1月1日現在の居住する自治体で課税されます。1月2日以降に狛江市から転出等をした場合でも、狛江市への申告が必要です。
(注3) 給与所得金額が1,000万円超の方が配偶者を実質的に扶養している場合、その旨を勤務先で申告しているが給与所得の源泉徴収票に当該配偶者の氏名等が記載されていない場合や、所得税の確定申告書の所定欄に当該配偶者の氏名等が記載されていない場合は、狛江市への申告が必要です。
(注4) 家屋敷とは、自己又は家族が居住する目的で住所外に設けた独立性のある住宅のことをいいます。該当する方は申告書裏面「令和7年1月1日現在、狛江市に居住していなかった方」欄に記入してください。

② 申告の方法

- ◆申告書の受付場所
◆受付期間
◆申告書記載方法
◆郵送申告について

狛江市役所 課税課 (2階7番窓口)
令和7年2月17日(月)~3月17日(月) (土・日曜日・祝日は除く)
午前8時30分~午後5時 ★申告は期間内にお願いします。
ただし、2月23日(日)・3月9日(日)は午前9時~午後1時まで受付をしています。
申告書の書き方については、裏面⑥~⑪をご覧ください。
受付窓口は例年混み合います。混雑緩和の観点から、郵送提出を推奨しています。
別紙の郵送用宛先と切手をお手持ちの封筒の表面に貼り付けるか、上に記載の「お問合せ・提出先」を記載してお送りください。
※郵送申告で受付書(キリトリ線の上側)と同封提出書類の返送を希望する方は、必ず返送希望書類(申告書含む)全ての写しと、返送先を記載し切手を貼った封筒を同封し、お送りください。

③ 申告の際に必要なもの

- 1. 前年中に所得がある方は、所得を証明する書類(源泉徴収票、給与明細書、給与証明書等)
2. 医療費控除を受ける方は、医療費の明細書(※) {スイッチOTC薬控除を受ける方は、医薬品等購入費の明細に加え、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(健康診断結果等)}
3. 前年中に支払った国民年金保険税がある方は、控除証明書等
4. 生命保険料・地震保険料控除を受ける方は、控除証明書等
5. 寄附金税額控除を受ける方は、それらの寄附を行ったことがわかる受領証等
6. 障害者控除を受ける方は、障害者手帳又はそれを証明できるもの
7. 勤労学生控除を受ける方は、学生証
8. 配偶者控除・老人配偶者控除(扶養控除)を受ける方は、配偶者の所得がわかる書類(年金支払報告書)
9. 国外に居住する親族の扶養を申告する場合は、親族関係書類および送金関係書類等(外国語で作成されている場合は、日本語訳されたものがが必要です。)

~添付書類の糊やホチキスでの貼付は不要です~
各種資料は、糊やホチキスで貼付していない状態で、申告書と併せてお持ちください。
また、郵送でご提出される際も、各種資料は貼付せず、申告書と同封のうえ、ご郵送ください。

④ 非課税になる方の条件

- 以下のいずれかに該当する方は、市民税・都民税・森林環境税が非課税になります。
1. 生活保護法の生活扶助を受けている方
2. 障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親で合計所得金額*1が135万円以下の方
3. 合計所得金額*1が次の値以下の方
(イ) 扶養親族がいない場合…45万円
(ロ) 扶養親族がいる場合*2…35万円×{(同一生計配偶者*3+扶養親族+本人)の人数}+31万円

(この手引は令和6年12月時点の税制に基づき作成しています。)

⑤ 市民税・都民税(住民税)の計算方法について

※営業等所得、その他雑所得、業務に係る雑所得については、裏面の「⑥主な収入・所得金額」をご覧ください。

(表1) 公的年金等所得の速算表

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額 (公的年金等所得以外の合計所得金額(B)の額によって計算式が異なります。) ※Bは下表「●所得金額調整控除」の内、条件1を適用した後で計算		
		B:1,000万円以下	B:1,000万円超~2,000万円以下	B:2,000万円超
65歳以上 昭和35年1月1日 以前生まれ	90万円以下	0円	0円	0円
	90万円超~100万円以下	0円	0円	A-90万円
	100万円超~110万円以下	0円	A-100万円	A-90万円
	110万円超~330万円以下	A-110万円	A-100万円	A-90万円
	330万円超~410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円超~770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
65歳未満 昭和35年1月2日 以降生まれ	770万円超~1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	1,000万円超~	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
	40万円以下	0円	0円	0円
	40万円超~50万円以下	0円	0円	A-40万円
	50万円超~60万円以下	0円	A-50万円	A-40万円
	60万円超~130万円以下	A-60万円	A-50万円	A-40万円
130万円超~410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円	
410万円超~770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円	
770万円超~1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円	
1,000万円超~	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	

●所得金額調整控除(該当する場合のみ、下表から算出した給与所得金額からさらに差し引く控除)

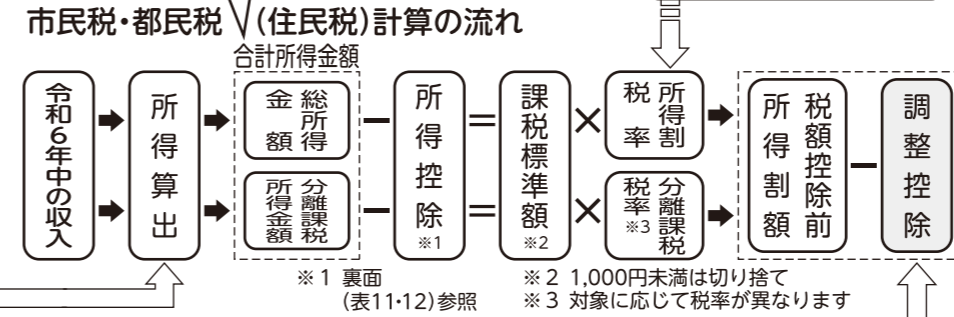
条件	給与収入金額が850万円を超え、次の(イ)(ロ)のいずれかに該当する場合は、(給与収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×0.1の計算結果を、下表から算出した給与所得金額からさらに差し引きます。	※(イ)(ロ)両方において、本人以外の該当者は、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に限る。
条件1	(イ) 本人、扶養親族又は同一生計配偶者が、特別障害者に該当(ロ) 年齢23歳未満の扶養親族(配偶者を除く)を有する。	
条件2	給与所得金額および公的年金等所得金額があり、かつ給与所得金額と公的年金等所得金額の合計が10万円を超える場合は、次の金額を、下表から算出した給与所得金額からさらに差し引きます。 [給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等所得金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円]	

(表2) 給与所得の速算表

給与収入金額(A)	給与所得金額(所得金額調整控除前)
551,000円未満	0円
551,000円以上~1,619,000円未満	A-55万円
1,619,000円以上~1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上~1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上~1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上~1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上~1,800,000円未満	(A÷4,000※)×4,000×0.6+10万円
1,800,000円以上~3,600,000円未満	(A÷4,000※)×4,000×0.7-8万円
3,600,000円以上~6,600,000円未満	(A÷4,000※)×4,000×0.8-44万円
6,600,000円以上~8,500,000円未満	A×0.9-110万円
8,500,000円以上~	A-195万円

★合計所得金額
分離課税所得(申告不要のものを除く)がある方は、分離分も含めた全ての所得金額(特別控除、繰越損失を控除する前の金額を使います)の合計値です。
④の非課税判定で使用します。

(表3) 住民税の所得割の税率
市民税 6%
都民税 4%



(表4) 調整控除

合計課税所得金額*1	イとロのいずれか小さい額の5%
が200万円以下	(イ) 所得税との人的控除額の差*2の合計額 (ロ) 市民税・都民税の合計課税所得金額*1
が200万円超	(イ-ロ)×5% (イ) 所得税との人的控除額の差*2の合計額 (ロ) 市民税・都民税の合計課税所得金額*1-200万円 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

(表5) 配当控除

種類	課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	都民税	市民税	都民税	市民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

(表6) 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別控除のうち、所得税で引ききれなかった金額(控除残額)がある場合、居住開始年月日や取得時の消費税率等の条件から計算する所定の上限額の範囲で、控除残額が市民税・都民税(住民税)から差し引かれます。

(表7) 寄附金税額控除

(対象金額*1-2,000)×0.1+特別控除*2
※1 寄附した金額(上限は総所得金額等の30%)
※2 特別控除は、総務大臣による指定を受けている地方公共団体へ寄附した場合に加算される控除額で、市民税・都民税(住民税)所得割の20%が上限です。

(表8) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除

区分	市民税(税率)	都民税(税率)
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(表10) 森林環境税の税額

1,000円

(表9) 住民税の均等割の税額

市民税	3,000円	都民税	1,000円
-----	--------	-----	--------

※1 合計課税所得金額とは、課税標準額のことをいいますが、分離所得に係る部分は原則含まれません。
※2 人的控除額の差は、狛江市ホームページをご覧ください。
※3 対象に応じて税率が異なります
※4 100円未満は切り捨て